

競争参加資格に関する公示

一般財団法人ゆうちょ財団の物品の製造・買入等に係る一般競争（以下「競争」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申込時期、方法等について、次のとおり公示する。

平成30年10月1日

一般財団法人 ゆうちょ財団

1. 業種区分及び調達物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の業種及び調達する物品等の種類は、別表のとおりとする。

2. 競争に参加することができない者

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

(2) 当財団との契約関係において、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、責任者、その他の使用人として使用する者を含む。）

ア. 契約の履行に当たり故意に物品の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- エ. 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - カ. 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、責任者、その他の使用人として使用した者
- (3) 法人において、その業績が著しく悪化し債務超過となっている場合
- (4) 反社会的勢力に該当する者、または、反社会的勢力でなくなった時から5年を経過しない者

3. 競争参加資格審査の方法

- (1) 競争参加資格の有効期間が、平成30年12月31日までであること。
- (2) 申込者が、前記2の各項に該当しないこと、並びに年間平均完成高等、経営規模、営業年数、事業成績、納税状況及び信用状況などからみて、競争参加資格者として適切であるかどうかを審査して決定する。

4. 競争参加資格審査申込書の配布場所

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-7-4 ゆうビル4階
一般財団法人 ゆうちょ財団 総務部

5. 競争参加資格審査の申込

- (1) 申込書の受付

定期審査の受付期間は、平成30年11月1日から11月30日までとする。

なお、申込書の受付は、上記定期審査を原則とするが、これ以外の期間に申込のあった場合も随時受け付ける。

- (2) 申込書の提出方法

競争参加資格者は、申込書に次の書類を添えて提出する。

- ア. 営業経歴書
- イ. 事業概要
- ウ. (法人の場合) 登記簿謄本(発行後3ヶ月以内 コピー可)
(個人の場合) 申込者本人の住民票及び身分証明書
- エ. 法人税又は所得税の納税証明書(コピー可)
- オ. (法人の場合) 財務諸表(直近2期分)
(個人の場合) 営業用純資本額に関する書類及び収支計算書
- カ. その他証明資料

希望する営業品目で、営業に当たっての許可・認可が義務づけられている物にあつては、その許可証等の写しを添付してください。

6. 競争参加資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知(郵送)する。

7. 競争参加資格の有効期間

定時受付けの場合は、平成30年1月1日から平成31年12月31日までとする。

上記5の(1)のなお書きによる随時受付けの場合は、資格認定された年及びその翌年末までとする。

8. 競争参加資格の取消

競争参加資格者が、前記2に該当した場合又はその疑いがある場合、若しくは競争参加資格申込に虚偽がある場合又はその疑いがある場合は、再度審査を実施し、参加資格者として不相当であると認めた場合はその参加資格を取り消す。

9. 有効期間の更新手続

上記7の有効期間の更新を希望する者は、有効期間が切れる前に、当該公示に基づき申込書類を提出し、資格審査請求をすること。